

## 伊勢志摩国立公園エコツアーリズム推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、伊勢志摩国立公園エコツアーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、次の事項の実現を目指し、伊勢志摩国立公園及びその周辺地域でエコツアーリズムの推進を行うことを目的とする。

- (1) 伊勢志摩国立公園を訪れた方とともに、地域づくりを行うこと。
- (2) 地域住民の誇りと愛着を創出すること。
- (3) 地域の豊かさを国内外に伝えるとともに、次世代に継承すること。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) エコツアーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること。
- (2) エコツアーリズムの推進のために必要な事項。

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は、伊勢志摩国立公園及びその周辺地域にかかる関係団体等をもって組織する。

### (入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、書面をもって事務局にその旨を届けるものとする。

### (退会)

第6条 協議会から退会を希望する者は、書面をもって事務局にその旨を届けて、任意に退会することができるものとする。

### (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、協議会の会計事務を監査する。
- 5 役員の選出方法は、協議会において構成員の中から選出する。
- 6 役員の任期は、2年とする。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）により成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 総会は、事業運営の基本方針、その他重要事項について協議、決定する。
- 4 協議会は、専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要とする場合、構成員以外の者の出席を要請することができる。

(部会)

第9条 協議会に部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第10条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第11条 協議会の会計は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、伊勢志摩国立公園協会に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成30年2月27日から施行する。